

## 保健医療計画中間見直しにかかる関係規定(抜粋)

### ○医療法

(制定：昭和23年7月30日号外法律第205号 最終改正：令和1年6月14日号外法律第37号)

〔医療計画の変更頻度〕

第30条の6 都道府県は、3年ごとに第30条の4第2項第6号及び第11号に掲げる事項並びに次の各号に掲げる事項のうち同項第6号及び第11号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの(次項において「特定事項」という。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

一 第30条の4第2項各号(第6号及び第11号を除く。)に掲げる事項

二 医療計画に第30条の4第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項

2 都道府県は、6年ごとに前項各号に掲げる事項(特定事項を除く。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

被引用条文

### ○医療法

第30条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県において達成すべき第4号及び第5号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項

二 第4号及び第5号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制(医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。)に関する事項

三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業(以下「救急医療等確保事業」という。)に関する事項(ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。)

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ へき地の医療

ニ 周産期医療

ホ 小児医療(小児救急医療を含む。)

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

六 居宅等における医療の確保に関する事項

七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域(以下「構想区域」という。)における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想(以下「地域医療構想」という。)に関する事項

イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第30条の13第1項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量(以下単に「将来の病床数の必要量」という。)

ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項

八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

十一 医師の確保に関する次に掲げる事項

イ 第14号及び第15号に規定する区域における医師の確保の方針

ロ 厚生労働省令で定める方法により算定された第14号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ハ 厚生労働省令で定める方法により算定された第15号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

- ニ ロ及びハに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策
  - 十二 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する事項
  - 十三 医療の安全の確保に関する事項
  - 十四 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項
  - 十五 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であって、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であって当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項
  - 十六 第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項
  - 十七 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項
- 3 医療計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 地域医療支援病院の整備の目標その他医療提供施設の機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項
  - 二 前号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項
- 4 都道府県は、第2項第2号に掲げる事項を定めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。
- 一 医療連携体制の構築の具体的な方策について、第2項第4号の厚生労働省令で定める疾病又は同項第5号イからへまでに掲げる医療若しくは居宅等における医療ごとに定めること。
  - 二 医療連携体制の構築の内容が、患者が退院後においても継続的に適切な医療を受けることができることを確保するものであること。
  - 三 医療連携体制の構築の内容が、医療提供施設及び居宅等において提供される保健医療サービスと福祉サービスとの連携を含むものであること。
  - 四 医療連携体制が、医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者、住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されること。

#### ○医療法施行規則

（制定：昭和23年11月5日厚生省令第50号最終改正：令和1年5月7日号外厚生労働省令第1号）

第30条の32の4 法第30条の6第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第30条の4第2項第10号に掲げる事項とする。

### ○第7次保健医療計画

はじめに

#### 第2章 計画の性格

#### 3 計画期間（6頁）

計画の期間は、2018年4月から2024年3月までの6年間とする。また、2021年3月までに、居宅等における医療の確保に係る項目を中心として、中間見直しを検討する。さらに、社会・経済情勢の変化や大幅な制度改正などがあった場合は、必要に応じて6年の経過を待たずに見直すものとする。

なお、地域医療構想については、2025年度を目標とする。